

本庁舎等点検要領

点検により異常が確認された場合、速やかに報告すること。

1 中央監視室業務

防災監視制御装置、昇降機制御装置、電気時計制御装置、CVC F 制御装置、防災放送装置、電力監視制御装置、自火報制御装置、空調制御装置、給排水制御装置等、各設備の運転監視及びロガープリンター、メッセージプリンター、カラーハードコピー等を活用し、記録等の収集整理を行う。

2 中央監視制御機器名

記号	名称	備考
MCL	メインコンソール	
OPU	オペレータコンソール	
SOPU	サブ、オペレータコンソール	
MCU	主制御装置	
MMU	マン、マシン制御装置	
SMU	副マン、マシン制御装置	
GDR	グラフィックドライバ	
ANN	アナンシェータ	
DCU	分散制御装置	
MD	磁気ディスク	
FD	磁気ディスク	
CRT	カラーディスプレイ	
LP	ライトペン	
KB	操作卓	
INT	インターホン	
MPR	メッセージプリンタ	
LPR	ロギングプリンタ	
HCP	ハードコピープリンタ	
SDT	サービス用ターミナル	
DGP	端末伝送装置	
UC	デジタル調節器	
PMX-Ⅱ	熱源用コントローラ	
PDU	分電ユニット	
NCT	ノイズカットトランス	
INV	ミニインバータ装置	
CVC F	無停電電源装置	
DSU	ディスクユニット	

3 受変電設備保守点検

(1) 真空遮断器	(1) 外部全般の目視点検 (2) 異音、異臭の有無点検	日 1 回 "
(2) 断路器	(1) 外部全般の目視点検 (2) 異音、異臭の有無点検 (3) がいし汚損、損傷の有無	日 1 回 " "
(3) コンデンサー	(1) 外部全般の目視点検 (2) 異音、異臭の有無点検 (3) ブッシングの点検	日 1 回 " "
(4) 計器用変成器	(1) 外部全般の目視点検 (2) 異音、異臭の有無点検	日 1 回 "
(5) 変圧器 (モールド型)	(1) 外部全般の目視点検 (2) 異音、異臭の有無点検 (3) 温度の点検	日 1 回 " "
(6) 保護継電器	(1) 作動表示を点検 (2) 異音、異臭の有無点検	日 1 回 "
(7) 低圧配電盤	(1) 外部全般の目視点検 (2) 信号灯、表示灯の点検	日 1 回 "
(8) 屋内幹線設備 (バスケットケーブル)	(1) 外観の点検 (2) 支持金物等の点検	日 1 回 "

4 蓄電池設備（受変電設備用・CVCF用・自家発用）保守点検

(1) 外部全般の目視点検	日 1 回
(2) 盤内各機器の点検	"
(3) 表示灯の点検	"
(4) 充電電圧、電流の点検	"
(5) 負荷電圧、電流の点検	"
(6) 電解液面等の点検、補充	"
(7) 制御盤指示計器等の点検	"

5 自家発電設備保守点検

月 1 回の無負荷試験時並びに電力設備定期点検時の実負荷運転の際に立ち合い、下記事項の点検を行う。

- (1) 各温度計、圧力計の点検
- (2) ガバナーの点検
- (3) 潤滑油油面点検
- (4) 燃料高圧フィルタ、低圧フィルタの点検
- (5) 燃料油ストレート洗浄
- (6) 潤滑油、燃料油配管点検
- (7) 端子箱の点検
- (8) 各部ナットの緩み点検
- (9) 始動状況の点検
- (10) 運転中の機器の点検
- (11) 潤滑油のフィルタの点検
- (12) シールエアドレーンの点検
- (13) 運転中の音、振動等の状態点検
- (14) 停止指令により、停止するまでの状況点検
- (15) 停止後の状態点検

5-1 搬送設備

エレベーター：1日1回下記の作業を行う。

- ① 戸の開閉は円滑で異常音及び異常振動のないことの確認
- ② 各階の乗場敷居溝及びかご敷居溝にゴミ、異物が入っていないかの確認
- ③ かご内照明等の球切れの有無の確認
- ④ 加速、走行、減速時の異常音、異常振動及び異臭の有無の確認
- ⑤ 着床時のショック及びかごと乗場のレベルに著しい大きな段差がないかの確認

高圧受変電計装器		
表示記号	数量	名称
6 7 R	2 1	地絡方向継電器
2 7 R	5	不足電圧継電器
5 1 R	2 0	過電流継電器
5 9	1	過電圧継電器
6 4	2	地絡過電圧継電器
5 5	1	自動無効電力調整器
A	2 0	電流計
V	5	電圧計
P F	2	力率計
W	3	電力計
WH	2 1	積算電力計
DM	1	デマンド計
Z C T	2 1	ゼロ相変流器
C T	2 0	変流器
A T / D	2 0	電流用変換器
V T - D	3	電圧用変換器
W T / D	1	電力用変換器
P F / D	1	力率用変換器
P / P	1	パルス分離器
P T	7	計器用変換器
Z P T	2	ゼロ相変圧器
P C T	1	取引用変換器

発電機設備計装器		
表示記号	数量	名称
2 7 G	2	不足電圧継電器
5 9 G	2	過電圧継電器
5 1 G	2	過電流継電器
6 7 G	2	逆電力継電器
6 4	2	地絡過電圧継電器
P F	2	力率計
W	2	電力計
W H	2	積算電力計
A	2	電圧計
V	4	積算電力計
F	4	周波数計
A V R	2	自動電圧調整器
S Y	1	同期検定器
T H - C P 1	2	排気温度計
T H - C P 2	2	潤滑油温度計
R P - C P 3	2	タービン出力回転計
A 1	4	直流電流計
V 1	4	直流電圧計
H	2	積算時間計
C T	4	変流器
P T	6	計器用変圧器

(県議会庁舎)

高圧受変電設備		
名称	型式	数量
真空遮断器	7. 2KV / 1200A ~ 600A	12台
断路器 DS	7. 2KV / 1200A / 20A	2台
PF遮断器	7. 2KV / 40KV	5台
コンデンサー	SC500KVA	6台
直列リアクトル	30KVA	3台
変圧器 (動力)	500KVA	2基
変圧器 (動力)	300KVA	2基
変圧器 (電灯)	300KVA	1基
変圧器 (電灯)	150KVA	1基
変圧器 (電灯)	75KVA	2基
現場監視盤	ミニグラフィックパネル	1面
変換器盤	電圧、電流、電力、力率等の変換器	1面
中継端子盤	MCCB遮断機210V	1面
制御用蓄電池	鉛蓄電池 300AH	1式

高圧受変電計装器		
表示記号	数量	名称
67R	6	地絡方向継電器
27R	4	不足電圧継電器
51R	8	過電流継電器
59	1	過電圧継電器
64	2	地絡過電圧継電器
A	8	電流計
V	4	電圧計
PF	2	力率計
W	1	電力計
WH	4	積算電力計

エネルギー管理業務仕様書

第1章 契約場所

- (1) 事業所名：沖縄県庁舎
- (2) エネルギー管理指定工場番号：0008292
- (3) 所在地：沖縄県泉崎1丁目2番2号

第2章 エネルギー管理員の資格及び選任

- (1) (財)省エネルギーセンターが実施する「エネルギー管理講習「新規講習」
「資質向上講習」等を受講又はエネルギー管理士資格を有しエネルギー管理
員となる資格を有する者を配置すること。
- (2) 県は、受託者の従業員で改正省エネ法第9条第1項各号に掲げる者のうちか
ら、エネルギー管理員に選任する。
- (3) 県は、前項においてエネルギー管理員に選任しようとする者が、改正省エネ
法第9条第1項各号に掲げる者であること及び現にエネルギー管理統括者、
エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任
されていないことをあらかじめ確認するものとする。

第3章 エネルギー管理員の職務

前章で選任するエネルギー管理員は、第1章で定める第二種エネルギー管理指定
工場に係る次の事項に関する業務を職務とする。

- (1) エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネ
ルギーの仕様の方法の改善及び監視に関すること。
- (2) エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること。
- (3) 改正省エネ法第15条及び第16条に定める報告書の作成事務に関すること。

第4章 エネルギー管理員の義務

- (1) エネルギー管理員は、その職務を自ら誠実に行うとともに、実施した業務の
結果について、県に報告しなければならない。
- (2) 県は、エネルギー管理員本人が業務を実施したことを確認するとともに、エ
ネルギー管理員から報告を受けた業務の結果について確認し、当該報告を保存
しなければならない。
- (3) 県は、エネルギー管理員のその職務を行う工場等におけるエネルギーの使用
の合理化に関する意見を尊重しなければならない。
- (4) エネルギー管理員が選任された工場等の従業員は、エネルギー管理員がその
職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならない。